



めざせ! One大阪 ISHIN TIMES 維新タイムズ

Vol.
2

令和7年度

発行 大阪維新の会
大阪府議会議員団
<http://osaka-ishin.jp/>
〒540-8570
大阪市中央区大手前
2丁目1番22号(大阪府庁内)
TEL (06)6946-5390
FAX (06)6946-5391

大阪維新の会 大阪府議会議員
維新府議団副幹事長

山本真吾の府政報告

維新府議団の代表質問に立ち、 吉村知事と論戦!



吉村洋文知事



令和7年6月定例会は、吉村知事提出の補正予算案などを可決して6月17日に閉会しました。

私は、この定例会で維新府議団の代表質問に立ち、補正予算案に盛り込まれた、大阪・関西万博への児童・生徒の特別招待及び大学生等若者食費支援について、吉村知事らと論戦を交わしました。その概要をご報告いたします。

府政に関する
相談やお問合せは **山本真吾 事務所**

〒580-0016 松原市上田3-4-6 北川ビル2階

TEL・FAX (072) 338-8880 fugi.yamamoto@gmail.com

山本真吾の代表質問

令和7年 6月定例会 (6月17日)



大阪・関西万博への 児童・生徒の特別招待について

私たち大阪維新の会では、家庭の事情により万博へ行けない子どもたちの存在を課題として考えてきたところであり、その経緯を踏まえ、このたび学校行事とは別に「夏休み特別招待」が実現することになった。知事はこの事業にどのような思いで臨んでいるのか?

吉村知事答弁

万博誘致時から「大阪の子どもたちに世界最先端の技術や未来社会を体験してほしい」との強い思いで準備を進めてきた。校外学習で楽しむ子どもたちの姿に喜びを感じる一方、家庭の事情で来場できない子どもたちの声を受け、希望をあきらめさせたくないとの思いで特別招待を実施する。一人でも多くの子どもに万博を楽しんでもらいたい。

特別招待に伴う 課題と配慮について

特別招待は教職員による引率がないため、交通手段の確保だけでなく、安全で有意義な運営が求められる。どのような課題を想定し、対応されるのか?

水野教育長答弁

貸切バスの確保や、保護者が送迎しやすい発着地の設定、引率ガイドの確保・育成が必要。また、8月の実施となるため、暑さ対策が最重要課題。今月中の受付開始に向け、関係機関と連携し、安全かつ意義ある取組に全力を挙げる。

特別招待当日の行程について

学校行事と異なり、今回の行程は教育庁が主導するもの。今後の参考となるよう効率的かつ学び多い内容にすべきと考えるが、現時点の構想は?

水野教育長答弁

小学生の参加を想定し、モデルコース的な意義を持つと認識。西ゲートからの入場を活かし、近距離でのパビリオン・休憩所の配置や、事前学習の実施など、効率的かつ有意義な行程とする予定。

要望

1970年大阪万博で私自身が体験した「月の石」などの記憶は、今も鮮明に残っている。今回の万博もまた、子どもたちの人生に大きな影響を与える貴重な機会となるはず。教育庁を中心に、安全への配慮と意義ある内容を徹底いただくよう強く要望する。

大学生等若者への食費支援について

物価高騰対策として、19歳~22歳の若者を対象にした食費支援事業が補正予算に盛り込まれた。若者の生活を支える意義について、知事の思いは?

吉村知事答弁

本事業は、子育て世帯に準じて物価高騰の影響を受けている府内で生活する大学生等若者を支援することとしている。すべての府内の若者を対象とし、早期に実施予定。これまでの子ども食費支援のノウハウも活用し、迅速に支援を届けたい。



府外在住学生の扱いについて

実家が府内にあり、夏休み等で大阪に帰省する学生も多くいる。そうした若者も対象にすべきと考えるが、知事の見解は?

吉村知事答弁

申請時点で生活拠点が府内にあることが原則だが、大学への就学や就労は府外にあっても、親が府内在住の為、週末や長期休暇には親元に帰って生活する若者たちも対象とする方向で支援を行う。

申請手続き・周知方法について

子ども食費支援では申請率が8割を超えた。本事業でも多くの若者に届くよう周知が重要。簡素な申請方法と、広報強化について福祉部長の見解は?

吉田福祉部長答弁

支援の目的達成のため、大学・専門学校・業界団体との連携により、効果的な周知を行う。申請者の負担軽減のため、簡易申請方式の導入も検討し、確実に支援を届ける体制を構築する。

要望

重点支援交付金を活用した本事業は、物価高騰下における若者への実効性が伴う支援である。一過性で終わらせず、今後も継続的に若者支援に取り組むよう強く要望する。



STOP! 特殊詐欺

電話やメールなどで、お金の話が出たら、一人で判断せず、身近な人に相談してください。



大阪府の令和6年の**特殊詐欺被害**は確定値で**2,644件**、**被害額は過去最多の約61億円**（1日約1,700万円の被害）
被害防止の対策強化として「大阪府安全なまちづくり条例」が以下のとおり一部改正されました。（公布日：令和7年3月27日）

対策1

令和7年8月1日施行

高齢者の通話しながらの
ATM操作を禁止

事業者

禁止のための措置を
講じる義務が
あります。

高齢者（65歳以上）

携帯電話で
通話しながらATMを操作してはいけません。

対策2

令和7年8月1日施行

金融機関による
通報などの義務

金融機関

特殊詐欺などの被害の
おそれを認めた場合、
警察への通報などの
義務があります。

対策3

令和7年10月1日施行
(半年間の経過措置あり)ATMの振込上限額の設定
(一部例外あり)

対象口座

ATMでのキャッシュカード
による振り込みが1日あたり
10万円以下に制限されます。

対象口座（以下の一いずれにも該当）

- ・70歳以上
- ・3年間ATM振り込みなし
- ・大阪府内に居住

対策4

令和7年8月1日施行

プリペイド型電子マネー
販売時に確認の義務

事業者

5万円以上の電子マネー
販売時には、特殊詐欺
などの被害のおそれが
ないか確認を行う義務
があります。

購入者 確認に応じる義務があります。



特殊詐欺で
多い手口に
ご注意ください！

1. 還付金詐欺

携帯電話で指示し、
ATMを操作させて
金銭を振り込ませる
手口が多発しています。

2. 架空料金請求詐欺

コンビニなどでプリペイド型
電子マネーを購入させ、
カード番号を聞き出させて額面
金額をだまし取る手口があります。

3. オレオレ詐欺

警察官をかたり、捜査の名目で
犯人が指定する方法で送金させ、
金銭をだまし取る手口が
急増しています。

お問い合わせ先 府治安対策課

(06) 6944-6512

大阪府安全なまちづくり条例

検索

大阪府 第4弾！子ども食費支援事業

5,000円から
7,000円に増額！！

第4弾 子どもたちへのお米・食料品配付申請受付中！

物価高騰の影響が長期化する中、家計に占める食費の割合が大きい子育て世帯において、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府の全ての子どもたちに米またはその他食料品を給付。

対象者 申請日において、大阪府内にお住まいの平成19年4月2日以後に生まれた子どもまたは妊娠している方（対象者数：約134.9万人）

給付物品 税込7,000円相当（送料を含む）の以下①②のいずれかを対象者が選択。
①お米PAYおおさか（お米クーポン） ②その他食料品

申請受付期限 令和7年9月1日（月）23時59分まで

給付物品の申込期限 令和7年11月30日（日）まで

お問い合わせ：大阪府子ども食費支援事業コールセンター TEL：0120-479-208
【開設時間】9:00～18:00（日祝日を除く。申請期間終了後は平日のみ）

災害時の対応

家庭での備蓄

最低3日分！

できれば1週間分の備蓄を！



熊本地震では、家庭における水や食料の備蓄が十分ではなく、前震直後は県や市町村の備蓄で対応したが、本震後は18万人を超える避難者が一斉に発生し、物資が不足。【H28.12 熊本県による検証報告より】

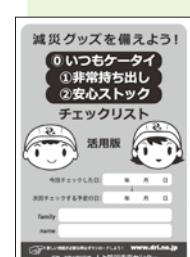
■大規模災害時には、食料供給の減少が予想されるほか、食料品の需要が一時的に集中し、品薄状態や売り切れ状態になるおそれがある。

■避難所までの道路網の寸断等により、自宅での避難に備える必要がある。
<備蓄量の目安>

食料品等 最低でも3日分、できれば1週間分程度

- 水の目安は、1人当たり1日3リットル
- 米や缶詰、鍋等のほか、熱源として、カセットコンロ、ボンベも
- 普段使いの食料品を少し多めに「買い置き」し、消費した分は新しく買い足す【家庭内循環備蓄方式（ローリングストック方式）】

出典：農林水産省「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」より作成



チェックリストも活用

減災グッズのチェックリストは
阪神・淡路大震災記念 人と防災
未来センターのホームページ
(https://www.dri.ne.jp/) から
ダウンロードできます。

非常時の持ち出し品

飲料水、携帯食、懐中電灯、
モバイルバッテリー、マスク、
体温計、など

「これだけは持っていたい」という
最低限の備えを!!

大阪府 大学生等若者への食費支援事業

9月16日（火）9時 受付開始！

物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯に
準じて強く影響を受ける若者を支援するために、
大学生年齢（19歳～22歳）の若者に税込7,000
円相当（送料を含む）のお米PAYおおさか（お米
クーポン）またはその他食料品を給付。



対象者

平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれで①②いずれかに該当する者

- ①申請日において大阪府に居所を有している方
- ②申請日において大阪府に居所を有していることに準じる方（※）
※週末や年末年始・夏休み等の長期休暇も含め、一定期間（概ね年間1ヶ月半程度）等、大阪府内の実家等で生活を送る方

受付期間

令和7年 9月16日（火）9:00～12月16日（火）23:59

給付物品

「お米PAYおおさか（お米クーポン）」「その他食料品」のいずれか

問合せ先

大阪府大学生等若者食費支援事業コールセンター

TEL0120-265-095（日祝日を除く9:00～18:00）

くわしくは
こちらから